



仮処分命令申立書

平成26年6月23日

和歌山地方裁判所 御中

債権者代理人 弁護士 太田 達也



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

第1 申立ての趣旨

- 1 債務者は、債権者に対し、別紙発言目録①②③④⑤⑦に係る別紙発信者情報目録記載③④の情報を仮に開示せよ。
- 2 債務者は、債権者に対し、別紙発言目録⑥に係る別紙発信者情報目録記載①②③④の情報を仮に開示せよ。
- 3 債務者は、別紙発言目録の各発言に係る情報を削除せよ。
- 4 申立費用は債務者の負担とする
との裁判を求める。

第2 被保全権利

- 1 当事者
 - (1) 債権者は、和歌山市の市議会議員である。
 - (2) 債務者は、インターネットで閲覧可能な電子掲示板「和ネット」(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=1897>) (以下、「本件掲示板」という。)を設置・運営し、そのシステムを管理している者である。

本件掲示板は、誰でもこれを閲覧し又はこれに書き込みをすることが可能であり、本件掲示板に書き込まれた情報は、電子通信により送信され、本件掲示板にアクセスする不特定の者によって受信されることになる。債務者は、本件掲示板のシズテ

副
本

ムを用いて、本件掲示板に書き込みをして情報を発信する者と本件掲示板にアクセスして情報を受信する者との通信を媒介する者である。

本件掲示板に書き込まれた情報は、債務者又は書き込みをした者しか削除し得ない仕組みとなっている。

2 債権者に対する権利侵害

(1) 本件各発言の存在

本件掲示板には、スレッド「戸田正人」(以下、「本件スレッド」という。)が存在するところ、このスレッドには、別紙発言目録記載の各発言(以下、「本件各発言」という。)が、氏名不詳者によって書き込まれ、インターネットを通じて不特定人に広く公開されている。

(2) 債権者に対する名誉棄損

ア 本件スレッドに書き込まれた各メッセージ内容は、債権者の社会的評価を低下させるものである。

イ すなわち、

①メッセージ番号7

この発言は、債権者が過去の職場において嫌われ者であったとの事実を適示して、債権者の社会的評価を低下させるものである。

②メッセージ番号9

この発言は、債権者が粗野で下品で弱い者イジメをする人物で、周囲の者から嫌われていたという事実を適示して、債権者の社会的評価を低下させるものである。

③メッセージ番号10

この発言は、債権者が、芸能人の名前を使って物品を販売したり、学歴詐称を疑ったり、弱者に対して恫喝等をしているとの事実を適示して、債権者の社会的評価を低下させるものである。

④メッセージ番号12

この発言は、事実を適示しない方法で債権者の人格を否定するもので、債権者の社会的評価を低下させるものである。

⑤メッセージ番号16

この発言は、債権者が、芸能人の名前を使って選挙票を集め、弱者を恫喝しているとの事実及び債権者が物品を押しつけ販売したり、他人に義援金活動を強要したとの事実を適示して、債権者の社会的評価を低下させるものである。

⑥メッセージ番号18

この発言は、上記メッセージ番号16の記載と相まって、債権者が、芸能人の名前を使って選挙票を集め、弱者を恫喝しているとの事実及び債権者が物品を押しつけ販売したり、他人に義援金活動を強要したとの事実が真実であるかのような印象を与え、さらに、債権者の人柄及び活動が市議会議員に相応しくないとの印象を与えることで、債権者の社会的評価を低下させるものである。

⑦メッセージ番号22

この発言は、債権者が、女性に対して肉体関係を強要したとの事実及び女性問題があるかのような事実等を適示して、債権者の社会的評価を低下させるものである。

(3) 違法性阻却事由の存在をうかがわせる事情の不存在

上記各メッセージ内容に適示された事実に関して、それが真実であることをうかがわせる事情は全くない。

(4) 小括

以上より、上記各メッセージにより債権者の名誉が侵害されたことは明らかである。

3 開示を受けるべき正当な理由

債権者は、本件各発言の発信者に対して、不法行為に基づく損害賠償等の請求をする予定であるが、この権利を行使するためには、債務者が保有する別紙発信者情報目録記載の情報の開示を受ける必要がある。

なお、別紙発言目録⑥以外の発言については、既にタイムスタンプ及びIPアドレスの仮開示を受けているが、携帯電話からの送信である可能性が高く、別途個体識別情報等の開示を受ける必要がある。

4 債務者の削除義務と債権者の削除請求権

(1) 本件各発言は、債権者の人格権（名誉権を含む）を侵害するものであるが、前記

第1項(2)記載のとおり、本件スレッドからの本件各発言の削除は、債務者あるいは当該記事の書き込みをした者にしかできない仕組みとなっている。

ところが、インターネットの仕組み上、債権者には、当該記事の書き込みをした者が何処の誰であるのかを知ることは容易ではない。

したがって、債務者は、債権者に対して、上記発言を削除すべき条理上の作為義務を負うものである。

(2) よって、債権者は、債務者に対し、人格権に基づき、本件スレッドから上記発言を削除するよう請求する権利を有するものである。

5 まとめ

よって、債権者は、債務者に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項に基づき本件発信者情報の仮開示を求めると共に、人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求権に基づき本件各侵害情報の削除を求めるものである。

第2 保全の必要性

1 情報開示について

(1) 債権者は、債務者に対して、本件各発言の削除、発信者情報(IPアドレス等)の開示を求める本案訴訟を提起した(御庁平成26年(ワ)第214号)。

今後、本申立てにより債務者から発信者情報の追加仮開示を受けた場合、経由プロバイダに対して発信者情報(発信者の住所・氏名)の開示を求め、発信者に対して損害賠償請求等の対応を行う予定である。

(2) この場合、経由プロバイダにおける発信者情報の保存期間が限られているため、債務者から早急にIPアドレス等の開示を受け、その内容から特定される経由プロバイダに対して当該IPアドレス等を提示しなければ、発信者の住所・氏名を特定することができなくなってしまう。

2 情報削除について

当該電子掲示板は誰でもいつでもどこからでもインターネットを通じて閲覧可能であるので、債権者の人格権(名誉権)に対する侵害は現在も継続しており、一刻も早く債務者による記事削除措置が採られる必要がある。そこで、保全手続きによる迅速

な侵害状態からの回復が行われる事が不可欠である。

3 以上の理由により、債権者は本申立てに及んだ次第である。

以 上

疎明方法

- 甲第1号証 陳述書
甲第2号証 電子掲示板（「戸田正人」と題するスレッド）（写し）
甲第3号証 仮処分決定書

附属書類

- | | |
|-----------|-----|
| 1 疎甲号各証写し | 各1通 |
| 2 訴訟委任状 | 1通 |

(別紙)

当事者目録

〒640-8391

和歌山市加納46-17

債権者 戸田 正 人

〒640-8154

和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階

あすか綜合法律事務所 (送達場所)

電話073-433-3980 FAX073-433-3981

債権者代理人 弁護士 太 田 達 也

〒640-8152

和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201

債務者 吉 田 益 夫

(別紙)

発信者情報目録

- ① IPアドレス
- ② タイムスタンプ
- ③ 侵害情報に係る携帯電話端末又は PHS 端末からのインターネット接続サービス利用者識別符号
- ④ 侵害情報に係る SIM カード識別番号 (個体識別番号)

(別紙)

発言目録

電子掲示板「和ネット掲示板」(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>) 内における
スレッドタイトル「戸田正人」

(URL : <http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=1897>)

- ① 『佐川急便でも超嫌われ者でしたよ。』
書込日時：2013年5月13日 17時00分
スレッド上のメッセージ番号：No.7番
- ② 『佐川急便では、粗野で下品で、弱い者いじめで、みんなからきらわれてましたよ。』
書込日時：2013年6月14日 12時33分
スレッド上のメッセージ番号：No.9
- ③ 『長渕剛の名前を使ってTシャツとか売ってるみたいだね。こいつの学歴は本当なのか??弱い者には恫喝並に言葉が悪いのはよく聞く。』
書込日時：2013年6月18日 0時46分
スレッド上のメッセージ番号：No.10
- ④ 『戸田渕ってwwwアタマ大丈夫かこいつwwwこんなのが和歌山にいるなんて恥』
書込日時：2013年7月3日 19時06分
スレッド上のメッセージ番号：No.12
- ⑤ 『こいつは長渕剛の名前と長渕剛ファンを利用して票を集めたんだよ。それでもって弱い立場の人を恫喝して自分がお偉い様になった気分でいやがる。俺は戸田にTシャツを無理矢理買わされた。義援金も集めろと言われて無理矢理やらされたんだ。戸田の言葉使いや言い方が気に入らねえ。一体戸田は何様だ。』
書込日時：2013年8月1日 4時19分
スレッド上のメッセージ番号：No.16
- ⑥ 『上記16様の書き込みが事実なら戸田先生は市議会議員にあるまじき行為ですね。和歌山はぬるい土地柄ですので一度当選すれば人柄に関係無く当選されやすいですからね。』
『この、タイプの議員は言う事だけは立派なんですけどね。このての議員でも高給取

りですから納得いかない部分がありますね』

書込日時：2013年8月7日 8時34分

スレッド上のメッセージ番号：No. 18

- ⑦ 『こいつ最近また凶に乗ってるね。後援会にまで恫喝して先輩議員にいい格好したり。あげくの果てには後援会の女を自分の車に無理矢理乗せようとして肉体を迫ったり断られるとキレたり。女グセが相当悪いのも周りの間では有名な話だけど酷い奴だ。裏でも相当何か噛んでるらしい。こんな奴がやってていいのか?』

書込日時：2013年11月29日 4時59分

スレッド上のメッセージ番号：No.22